

河内長野市鬼でまちおこし条例をここに公布する。

令和2年9月11日

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第24号

河内長野市鬼でまちおこし条例

(目的)

第1条 この条例は、本市に伝わる、「鬼住」に由来する「鬼伝説」をテーマに本市の魅力向上の契機とするため、「いい鬼の日」を定めるとともに、市・関係者等による所要の取組及び協力により、地域活性化の機運を醸成し、地域経済を活性化することを目的とする。

(いい鬼の日)

第2条 いい鬼の日は、11月2日とする。

2 毎月2日は、「鬼でまちおこし」の推進日とする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において事業を営む個人及び法人をいう。
- (2) 市民団体 市内において活動を行う諸団体（前号に掲げる者を除く。）をいう。
- (3) 市民 市内に在住し、又は市内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者をいう。

(市の役割)

第4条 市は、この条例の目的を達成するために、必要な施策を総合的に実施するよう努めるものとする。

2 市は、前項の施策を策定し、実施するにあたっては、市民、事業者及び市民団体と協力して、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(事業者及び市民団体の協力)

第5条 事業者及び市民団体は、地域社会の一員として、本条例の目的に基づき、自主的に本市の魅力発信を行い、市民が本市に誇りを感じられるよう努めるものとする。

(市民の協力)

第6条 市民は、本条例の目的に基づき、地域の伝統や文化を発信し、魅力の再発掘を行うなど、市等が実施する取組に協力するよう努めるものとする。

(個人の嗜好等への配慮)

第7条 この条例に基づく取組及び協力にあたっては、個人の嗜好及び意思を尊重するように配慮するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和3年11月2日限り、その効力を失う。